

事務連絡
令和4年8月1日

建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

建築士事務所の新規登録申請のオンライン受付について

平素より建築行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。
「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）において「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」として、行政手続のオンライン利用率を引き上げる取り組みを行うことが決定されています。

これを踏まえ、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）に基づく建築士事務所の手続きに係るオンライン化について、現在、都道府県において下記の取り組みがなされています。

貴団体におかれましては、貴団体の会員及び関係者に対しても、この旨周知方お願いいたします。

記

法第23条第1項に基づく、都道府県知事への建築士事務所の登録について、一部の道県において令和4年8月1日よりオンライン申請が可能となります*。なお、以下の建築士事務所の手続きも含めて、オンライン受付について検討がなされているところであり、運用が開始され次第、改めて通知します。

- ・法第23条第3項（建築士事務所の更新）
- ・法第23条の5（建築士事務所の変更の届出）
- ・法第23条の6（建築士事務所の業務報告書の提出）
- ・法第23条の7（建築士事務所の廃業等の届出）

※ オンライン申請のシステムは、本省が主体となり、都道府県等と調整をしながら開発を進めているものです。

建築士事務所の手続きにかかるオンライン化の情報については、以下の本省ホームページに、その状況を掲載することとしています（情報は随時更新予定です。）。

URL : https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000151.html

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 横田・糸山・和田
TEL : 03-5253-8513